

## 製作物供給契約という契約(東町トピック H24.1.17 平良 夏紀)

<http://www.higashimachi.jp/column/topics81.html>

契約当事者の一方が、もっぱら、または主として自己の供する材料によって、相手方の注文する物を製作し、供給する契約を**製作物供給契約**といいます。

たとえば、自分の身体にぴったりフィットするように作られたオーダーメイドのスーツや、特別な誰かのために自らデザインを考えて注文したケーキなどは、製作物供給契約であるといえるでしょう。このように考えると、製作物供給契約という契約類型に分類される契約は、世の中には意外と多いことに気づかされます。

もともと、民法には、製作物供給契約という種類の契約は定められていません。製作物供給契約という契約類型は、**学説上認められている契約類型であり、一般的に売買契約と請負契約の両方の性質を有する契約類型であると考えられています**。先ほどの例ですと、オーダーメイドのスーツは、店が製作されたスーツを客に渡すという面をとらえると売買ですが、店が客の身体に合ったものをその客のために製作するという面をとらえれば請負であるともいえます。ケーキの例でも同じように、店が製作されたケーキを客に渡すという面をとらえると売買ですが、客から渡されたデザインの注文をもとにケーキを製作するという面をとらえると請負であるともいえます。

それでは、製作物供給契約が民法に定められた契約類型ではないということは、何を意味するのでしょうか。製作物供給契約に当たるとされる契約をめぐる訴訟などの場面においては、その契約に、売買の条文が適用されるのか、それとも請負の条文が適用されるのか、それとも両方か、ということが問題になります。

具体的には、たとえば、製作物供給契約に**売買の条文が適用**されるとなると、商人間の取引であれば、**商法 526 条の検品義務の規定が適用**されることになります。

(買主による目的物の検査及び通知)

**第五百二十六条** 商人間の売買において、買主は、その売買の目的物を受領したときは、**遅滞なく、その物を検査**しなければならない。

2 前項に規定する場合において、買主は、同項の規定による検査により売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見したときは、**直ちに売主に対してその旨の通知**を発しなれば、その不適合を理由とする**履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除**をすることができない。売買の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないことを直ちに発見することができない場合において、買主が**六箇月以内にその不適合を発見したときも**、同様とする。

3 前項の規定は、売買の目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことにつき売主が悪意であった場合には、適用しない。

商法 526 条の検品義務とは、商人間の売買において、**買主は売主から目的物を受け取った際には、ただちに目的物を検品する義務があり、その義務を怠ると、のちに発見された瑕疵に基づいて売主に責任追及をすることができなくなるという買主の義務**です。そうすると、仮に、買主が売主に対して、目的物に欠陥があったことを理由の損害賠償請求をしたとしても、**買主が目的物の検品義務を怠っていた場合には、売り主は買主の検品義務違反を主張して、損害賠償請求を拒むことができる** ことになります。これは、請負契約の場合には主張できないことです。

また、たとえば、**請負の条文が適用**されるとなると、**民法 641 条の注文者解除の規定が適用**されることになります。

改正民法(注文者による契約の解除)

**第六百四十一条** 請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも**損害を賠償して契約の解除**をすることができる。

民法 641 条の注文者解除とは、請負契約において、**目的物が完成される前は、注文者はいつでも請負人に損害賠償をして、請負契約を解除できるという注文者に認められた権利**です。そうすると、**注文者は、請負人が目的物を製作している途中にその目的物が不要になれば、いつでも損害賠償をした上で、契約を解除**することができます。これは、売買契約の場合には主張できません。

このように、製作物供給契約といわれている契約には、売買の条文が適用されるのか請負の条文が適用されるのかということは、とても大きな問題になってきます。

学説上は、(1)製作物供給契約は、売買か請負かに必ず分類できるので、いずれかの条文のみが適用されるというものと、(2)製作物供給契約は、売買と請負の混合契約であるので、その製作物供給契約の性質によって、両方の条文が適用されるという 2 説があります。

判例上は、(1)(2)のいずれの説によったものと認められるものも存在するので、立場が定まっているとはいえない状況です。

(1)説によれば、製作物供給契約は売買か請負かという問題はそのまま問題になりますが、(2)説によれば、製作

物供給契約は売買か請負かという問題は生じにくいでしょう。ただし、判例上も学説上も(1)説か(2)説か、立場がはっきりしない状況では、仮に紛争になった場合には、どちらの立場によって判断されるかは不明のままです。

したがって、製作物供給契約であると思われる契約を締結する場合には、万が一紛争になった場合の予測可能性をもたせるために、契約書を作成する段階で、たとえば、**買主に検品義務を課したり、注文者の注文者解除権の行使を制限**するなどの条項を入れておくことが望ましいでしょう。

### 国税庁の印紙税の観点からの判断基準

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/12/01.htm>

#### 請負と売買の判断基準(1)

##### 【照会要旨】

請負になるか売買になるかによって、印紙税の取扱いはどのように異なってくるのでしょうか。また、請負契約か売買契約かを明確に判断できないものは、どのような基準で区分するのでしょうか。

##### 【回答要旨】

請負契約になりますと、記載金額がある場合は階級定額税率が適用される第2号文書（請負に関する契約書）になり、記載金額のない請負契約で継続するものは、第7号文書（継続的取引の基本となる契約書）になります（通則3のイ）。また、物品の売買契約になりますと、継続する売買契約で第7号文書になるものを除き、**不課税文書**になります。 **請負契約か売買契約かの判断基準は、契約当事者の意思が、仕事の完成に重きをおいているか、物の所有権移転に重きをおいているかによって判断します。**しかし、具体的な取引においては、必ずしもその判別が明確なものばかりとはいえません。したがって、印紙税法の取扱いでは、その判別が困難な場合には、次のような基準で判断することにしています（基通第2号文書の2）。

内容	請負・売買の事例
<b>請負契約に該当すると認められるもの</b>	
注文者の指示に基づき一定の仕様又は規格等に従い、製作者の労務によって工作物を <b>建設</b> することを内容とするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋の建築</li> <li>・道路の建設</li> <li>・橋りょうの架設</li> </ul>
<b>注文者が材料の全部又は主要部分を提供（有償、無償を問わない。）し、製作者がこれによって一定物品を製作することを内容としたもの</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生地提供の洋服の仕立て</li> <li>・材料支給による物品の製作</li> </ul>
製作者の材料を用いて注文者の設計又は指示した規格等に従い一定物品を製作することを内容とするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶、車両、機械、家具等の製作</li> <li>・洋服等の仕立て</li> </ul>
一定物品を一定の場所に取り付けることによって所有権を移転することを内容とするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大型機械の取り付け</li> </ul>
修理又は加工を内容とするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築・機械の修繕、塗装</li> </ul>
<b>売買契約に該当すると認められるもの</b>	
一定物品を一定の場所に取り付けることによって所有権を移転することを内容とするものであるが、取付行為が簡単であって、特別の技術を要しないもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビを購入した時のアンテナの取付けや配線</li> </ul>
<b>製作者が工作物をあらかじめ一定の規格で統一し、これにそれぞれの価格を付して注文を受け、当該規格に従い、工作物を製作し、供給することを内容とするもの</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建売住宅の供給（不動産の譲渡契約書）</li> </ul>
<b>あらかじめ一定の規格で統一された物品を、注文に応じ製作者の材料を用いて製作し、供給することを内容とするもの</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カタログ又は見本による機械、家具等の製作</li> </ul>

## 契約書作成のポイント(1)

<https://hilltop-office.com/contents/torihikikihonkeiyakusyo.html>

取引基本契約書と一般的な売買契約書や製造委託契約書(基本契約ではない)とでは、**ほとんど同じ条項が規定**されます。

### 金型等の貸与

買主(委託者)は、商品の製造のため、売主(受託者)に対して、自ら金型、治工具などを貸与することがあります。このように、金型等の使用による製造を委託する場合、金型等には、自らのノウハウが凝縮していることが多いので、第三者に販売することのないようにするべきですし、それ以外にも、売主(受託者)に対して、金型等の複製・改造、譲渡・貸与を禁止するなどして、自らの有する金型等の権利を保護できるような規定を設けることが必要となります。

### 受入検査

売主(受託者)の立場からすると、以下のポイントに留意して規定することができれば、有利に規定できます。

#### ・検査基準

検査基準は売主(受託者)の定める基準又は買主(委託者)と売主(受託者)との間で定める基準のいずれかによると規定しておき、買主(委託者)の恣意的な基準を排除するような記載にしておくことが必要となります。

#### ・検査期間

検査期間について定めなかったり、長めに定めてしまうと、買主(委託者)が検査をなかなか終了せず、検査合格も先延ばしされ、結果として代金を支払ってもらえなくなります。納入日からなるべく短めの期間を明確に定めておきたいです。また、予め定めた検査期間内に、検査の結果を通知されない場合、合否が判明せず不安定な立場を強いられるので、検査期間を経過した時点で、「みなし合格」とすることで、納入も完了し、代金の支払へとつながりますので、売主(受託者)としては、必ず定めておきたい条項となります。

#### ・不合格理由

検査によって、買主(委託者)が不合格通知をする場合、その記載内容を事前に定めておかなければ、買主(委託者)から出された不合格通知が不明確で、不合格理由がわからないということにもなります。そのようなことがないよう、取引基本契約書において、「合理的かつ詳細な理由を明示して、検査の結果不合格となった旨通知するものとする」などと定めることが重要となります。

## 【民法改正】請負

<http://www.kobegodo.jp/LawyerColumn.asp?Fid=20&Sid=387>

仕事を完成することができなくなった場合等の**報酬請求権**について、次のような規律を設けるものとする。  
「注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなった場合又は仕事の完成前に請負が解除された場合において、**既にした仕事の結果のうち、可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。**この場合において、**請負人は、注文者が受ける利益の限度において、報酬を請求することができる。**」

ただし、**物の引渡しを要しない労務の提供の請負の場合は仕事の完成時にしか請求できない。**(但し、これは**任意規定**なので、契約により「請負人は、注文者が受ける利益の限度において、報酬を請求することができる」とすればよい。⇒民法633条但書が準用する雇用における報酬の支払時期の規律である624条1項は「労働者は、その約した労働を終わった後でなければ、報酬を請求することができない」と定めています。請負では仕事の完成・引渡し時に報酬を請求することができるとするのが民法上の任意規定とされています。)

## CISG の立場

なお、CISGによれば、「**製作物供給契約**」(請負)も「**物品売買契約**」(売買)となるとされています(3条)。

Article 3 第三条【製作物供給契約、役務提供契約】

(1) **Contracts for the supply of goods to be manufactured or produced** are to be considered **sales** unless the party who orders the goods undertakes to supply a substantial part of the materials necessary for such manufacture or production.

(1) **物品を製造し又は生産して供給する契約は、売買とする。**ただし、物品を注文した当事者がそのような製造又は生産に必要な材料の実質的な部分を供給することを引き受ける場合は、この限りでない。

(2) This Convention does not apply to contracts in which the preponderant part of the obligations of the party who furnishes the goods consists in the supply of labour or other services.

(2) この条約は、物品を供給する当事者の義務の主要な部分が労働その他の役務の提供から成る契約については、適用しない。→委託加工契約(役務提供契約)には CISG は適用されない。

### CISG の売主の契約不適合責任

CISG における契約不適合の場合の買主の救済(売主の契約不適合責任)として、代替品の請求(第 46 条 2 項)、修補による追完請求(同条 3 項)、代金の減額の請求(第 50 条:売主が義務の不履行を追完しない場合又は買主が売主の追完を拒絶しないに限る)、契約の解除請求(第 51 用 2 項:契約に適合した引渡しが行われないことが重大な契約違反となる場合)、買主の損害が発生した場合の損害賠償請求など、**改正民法と同様の責任**が規定されています。請負では、買主が注文者で、売主が請負人の立場です。

なお、**ASEAN**(東南アジア諸国連合)(全 10 か国:インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)におけるウーン売買条約(CISG)の締約国(Ratification 批准, Accession 加入, Approval 承認, Acceptance 受諾 or Succession 承継、済みの国のこと)は、**シンガポール、ベトナム、ラオス**(2020 年 9 月現在)の三か国のみとなっています。

例えば、ベトナム及びタイと「製作物供給契約書」を交わす場合、同国における民法・商法関係の法律の「契約不適合責任」関連条項に疎くても、CISG 締約国と契約規定の準拠法を活用して、次のような「制作物供給契約」における工夫が考えられます。まず、ベトナムとの取引では、準拠法が日本法になってもベトナム法になっても、CISG を適用除外しない限り適用されることになると考えます。また、タイとの取引では、準拠法を日本法で CISG を適用除外しないか、準拠法をタイ法で別に CISG の適用条文を挿入すれば、適用されることになると考えます。これにより、買主側にとって CISG の売主の契約不適合責任の規定が適用されますので、対処がしやすくなると思います。

### 製作物供給契約書作成のポイント(2)

この契約は、物の製作という請負契約と物の供給という売買契約との両者の性質を兼ねている契約です。請負契約と売買契約の要素を含む「混合契約」と考えられています。

契約の留意点として次のポイントを上げておきたいと思います：

- ・「依頼した制作物が、思っていた内容と異なる」というトラブルを防ぐため、制作物の仕様や材料を明確にします。併せて、生産で用いる製造器具も詳細に規定します。
- ・一般的に、制作者の材料(発注者の材料を購入した場合も)を用いて制作するため、制作物の所有権は原始的に「制作者(請負人)」に帰属していると考えられますので、所有権の移転時点を明確にしておきます。
  - ・完成品引渡し前の危険負担をしないよう規定します。
  - ・下請けの可否についても取決めておきます。
  - ・委託者から制作者に提供する製造に必要な技術やノウハウは委託者に帰属すること、これらの技術やノウハウを契約以外の製造に利用しないこと、及びこれらの秘密保持義務を規定しておきます。
  - ・制作者は類似製品の製造販売をしないこと。
  - ・契約の制作物を第三者に販売しないこと。
  - ・製造に関して制作者が有する技術やノウハウを使用する場合には、これらの技術やノウハウが第三者の知的財産権を侵害していない保証の取り付けをしておくこと。
  - ・製品や包装等に付けられる委託者の商標(ブランド名)の表示方法を特定しておくこと。これにより、制作物の識別が明確になるとともに、その保管における判別や市場における流通での判別にも役立つこととなります。
  - ・製作物完成後の検査で合格した後も、一定期間はその品質を保証する瑕疵担保期間(改正民法における「契約不適合責任の担保期間」のこと)を設けること。
  - ・製作物不具合の場合の制作者による補償として、「代替品の納入」「減額」「修理」などを明確に規定しておく。など。

参考サイト：

契約に強い弁護士.com <https://www.corporation-lawyer.biz/contract/>

製作物供給契約書 <https://www.corporation-lawyer.biz/contract/alliance-oem/%e8%a3%bd%e4%bd%9c%e7%89%a9%e4%be%9b%e7%b5%a6%e5%91%e7%b4%84%e6%9b%b8>

製造委託契約書 <https://www.corporation-lawyer.biz/contract/alliance-oem/%e8%a3%bd%e9%80%a0%e5%a7%94%e8%a8%97%e5%a5%91%e7%b4%84%e6%9b%b8>

OEM 契約書 <https://www.corporation-lawyer.biz/contract/alliance-oem/oem/%e5%a5%91%e7%b4%84%e6%9b%b8>

## 売買契約と請負契約の民法改正後の契約不適合責任のポイント

出典サイト：咲くやこの花法律事務所 <https://kigyobengo.com/media/useful/1618.html>

売買契約と請負契約の2種類の契約について、民法改正後の契約不適合責任の内容や、契約書での対応が必要なポイントについての説明

### 1. 売買契約についての契約不適合責任

購入した商品や不動産に不具合があった場合、買主は契約不適合責任の内容として、売主に対し、以下の4つの請求が可能です。

追完請求	引き渡した商品の修理の請求（修補請求）、または <b>不具合がない商品の引渡し</b> の請求（代替品の引渡請求）
損害賠償請求	損害が発生した場合は損害賠償請求が可能
代金減額請求	購入代金の減額の請求 ※代金減額請求ができるのは原則として追完を請求したが売主が応じない場合に限られます。
契約解除	契約を解除して代金の返還を請求することが可能 ※契約解除ができるのは原則として追完を請求したが売主が応じない場合に限られます。商品は返品することになります。

### 2. 請負契約についての契約不適合責任

建築工事の結果やシステム開発で完成したシステムに不具合があった場合、発注者は契約不適合責任の内容として、請負人に対し、以下の4つの請求が可能です。

追完請求	不具合部分の修理の請求
損害賠償請求	損害が発生した場合は損害賠償請求が可能
代金減額請求	請負代金の減額の請求が可能 ※代金減額請求ができるのは、原則として修理を請求したが請負人が応じない場合に限られます。
契約解除	契約を解除して代金の返還を請求することが可能 ※契約解除ができるのは、原則として修理を請求したが請負人が応じない場合に限られます。

### 3. 契約書での対応ポイント

(1) 売主側の場合は「買主が知っていた不備」についても責任を負うことに注意

内容面の変更点として、**民法改正前は買主が購入時に知っていた不備については、売主は責任を負わない内容になっていました。**

つまり、改正前の民法第570条では売主は、「隠れた瑕疵」について責任を負うとされ、買主が知っていた瑕疵については（すでに明らかになっている瑕疵なので）「隠れた瑕疵」にあたらなるとされていました。

しかし、**民法改正後は、買主が知っていた不備についても「契約不適合責任」の対象になり得る内容に変更されています。**

そのため、特に中古品や不動産の売買で、一定の不備があることを買主も承知で売買するようなケースでは、**売主として、買主が知っていた不備については責任を負わないことを契約書で明記す**

ることが必要になります。

(2) 買主側の場合は「買主指定以外の方法による追完を認める規定」の新設に注意

今回の改正で、「売主は買主に不相当な負担にならない範囲で、買主が請求した方法と異なる方法による追完をすることができる」とされました（改正民法 562 条 1 項但書）。

「追完」とは、商品や工事に不備があった場合にそれをなおしたり、不備のない商品と交換することです。

上記の規定は、不備についての修理や代替品の納入について、売主が買主の指定した方法に従わなくても買主は許容しなければならないことを意味しており、買主にとって不利な規定です。

そのため、民法改正後に自社が買主側あるいは発注者側として契約書を作成するときは、この「民法 562 条 1 項但書」は適用しないことを契約書に明記しておくという対応が考えられます。

(3) 請負契約における発注者側にとって、「システム開発や Web 開発、コンテンツ制作などを発注した場合に完成物に不備があったとしても、請負人は、必ずしも、発注者が指定する方法で不備をなおす義務を負わない。」ということになります。

請負人が、さらに外注先に下請けさせた場合、外注先から納品される納品物に不備があっても、必ずしも、自社が指定する方法で修正してもらえないおそれがあります。

そこで、民法改正後に自社が発注者側として契約書を作成するときは、この「民法 559 条が準用する民法 562 条 1 項但書」は適用しないことを契約書に明記しておくという対応が考えられます。